

宇都宮産農産物PR・販路拡大業務委託 仕様書

第1章 総則**1 業務の名称**

宇都宮産農産物PR・販路拡大業務

2 業務目的

宇都宮市内（以下、市内）の農業者における販路拡大に向けて、多くの消費者を抱えるECサイトにおいて運用を支援することで、販売ノウハウの蓄積を図るとともに、多様な販路の一つとして定着することを目指す。また、東京圏での多くの消費者が集まる場所において、イベント出展等によるPR活動を一体的に実施することで、本市農産物の認知度向上・消費拡大を図り、認知した消費者が継続的に購入できる機会創出を目指す。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

第2章 共通仕様**1 適用の範囲**

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の遂行上必要と思われる事項については、本協議会と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり、技術的監理を行うものとし、常に本協議会との連絡を密にし、十分な協議の下で業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本協議会と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本協議会の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部又は本協議会が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本協議会が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。市内業者に発注するときは、業務の内容、見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数、賃金額等を企画提案内容に記入すること。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本協議会の承諾を得なければならない。ただし、本協議会が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (4) 本協議会は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

受託者が市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）であって、業務の一部を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や宇都宮市内業者育成の観点から、できる限り宇都宮市内に本店を有する市内業者から選定するよう努めるものとする。

9 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本協議会に報告するものとする。

10 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面を持って本協議会へ報告するものとする。

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、次の書類を提出し、本協議会の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本協議会の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
 - ・ 業務工程表
 - ・ 業務主任担当者届
 - ・ 課税事業者届
- (2) 業務完了時
 - ・ 業務完了届
 - ・ 成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

1.2 打合せ

打合せは、原則対面とし、業務着手時、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。

1.3 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本協議会の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の合格を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

1.4 成果物の納品

本業務の成果物は、第3章特記仕様によるものとする。

1.5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料、データ等については、可能な限り最新のものを使用し、出典、年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft Word2016、Excel2016 又はこれらと互換性のあるものを使用すること。
- (3) 当委託事業における経緯、資料等は、すべて明確にしておかなくてはならない。
- (4) 発注者は、必要があると認める時は受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第3章 特記仕様

本業務の内容は、次のとおりとする。下記を踏まえ、企画立案及び運営を行うこと。

本業務の遂行に当たっては、受託者は常に発注者と密接な連携を図り、効率的進行に努めなければならない。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

1 ECサイトにおける運用支援・情報発信等

(1) 農業者への運用支援

① セミナーの開催

- ・ 農業者に向けて、本事業の概要及びECサイトの登録方法や運用知識・販売促進技術等を説明する研修を1回以上実施すること。
- ・ 原則、対面型での開催とすること。
- ・ 対象者は、市内の農業者とし、1回あたり30名程度を想定する。

② 農業者の状況に応じたECサイトの個別運用支援

- ・ 販売意欲のある農業者に対しては、ECサイトでの登録から販売までスムーズに行えるよう、農業者の要望に応じた伴走型の支援を実施すること。
- ・ また、販売まで至った農業者に対しては、消費者とのコミュニケーション方法など、継続取引につなげるための支援を実施すること。

③ その他

- ・ 農業者自身で販売している加工商品についても、登録・販売されるよう努めること。特に、うつのみやアグリネットワーク運営委員会の「アグリビジネス創出促進事業」において開発された加工商品(URL「うつのみやげ」:<https://www.u-agrinet.jp/catalog/>参照) (以下、アグリ商品)についても、積極的に登録・販売されるよう努めること。
- ・ 農業者に対して、より簡単にECサイトの活用ができる方法(定型的なコメント、消費者にとって魅力的にみえる商品ページのづくりなど)を示し支援を実施すること。また、そのマニュアルを作成すること。
- ・ 随時、農業者に対してフォローアップを行うこと。
- ・ その他、農業者の支援につながる企画については積極的に提案すること。

(2) ECサイト上での情報発信

- ・ 本市農産物に関する特設PRページを開設するなど、ECサイト上にて情報発信を提案・実施すること。
- ・ 掲載内容は、本市ブランド農産物を中心とし、発注者が指定する農産物の紹介、本事業で実施するイベント告知、アグリ商品等を想定すること。
- ・ 本市農産物のブランド力向上へ向けた効果的な掲載時期・期間を提案すること。
- ・ その他、情報発信に有効な企画については、積極的に提案すること。

(3) 購入促進へ向けたキャンペーンの実施

- ・ クーポン付与，商品割引など，農業者の費用負担を抑え，販売促進に効果的なキャンペーンを提案・実施すること。
- ・ 対象者は，市内の農業者とする。
- ・ 実施時期は，本市ブランド農産物の旬の時期，登録農業者の出品状況，PR事業（2(1)①）などを考慮するとともに，効果的な時期を設定し，原則2回に分けて実施すること。
- ・ 対象となる多くの農業者に活用されるよう工夫すること。
- ・ その他，販売促進に向けて有効な企画については，積極的に提案すること。

2 PR事業等

(1) PR事業及び認知度アンケートの実施

① PR事業

- ・ 東京圏の消費者が，本市農産物に直接触れることができるよう，購入や飲食などを通じたPR事業を提案・実施すること。
- ・ 実施場所は，東京圏のマルシェ，飲食店，小売店，駅等（複数での開催可）。ただし，東京都外の場所で実施する場合は，その場所を選定した理由を付すること。
- ・ 実施回数・期間は，2回以上，延べ2日間以上の提案とすること。
- ・ 農産物については，本市ブランド農産物（下記URL「宇都宮のブランド農産物」）を中心に複数品目とするが，アグリ商品を含め積極的に多くの品目を活用すること。
- ・ 本市農産物を購入・飲食などをした消費者が，ECサイトで本市農産物を購入できる導線を設定すること。また，PR事業終了後も継続取引・購入につながるよう企画段階から努めること。
- ・ 農業者の要望に応じて，販売に直接参加できるようにするなど，農業者自らが消費者とコミュニケーションをとることのできる機会をつくること。
- ・ 受託者は，実施に当たり必要となる会場の調整や備品の手配，農産物等の調達など，事業の実施に必要な一切の業務を行うこととする。なお，調達する農産物等の品質についてよく確認するとともに，調達の等方法を十分に検討すること。
- ・ 発注者が所有するパンフレットやパネル，のぼり旗等について，発注者より設置依頼があった場合は，随時，対応すること。なお，その物品については発注者より提供・貸与する。
- ・ 必要に応じて，その他のPR資材・装飾等を製作すること。
- ・ その他，各種メディアに取り上げられるような仕掛けについては，積極的に提案にすること。

(URL「宇都宮のブランド農産物」：<https://www.u-agrinet.jp/features/>)

② 本市ブランド農産物に関する認知度アンケート調査

- ・ 年代や性別など対象者に大きな偏りがでないよう配慮すること。

- ・ 発注者が作成した各項目（別添：認知度アンケート（案））を紙又はタブレット等を使用し、その場での回答、もしくは投函やWEBなどの後日回答ができる方法とすること。
- ・ アンケート調査にあたっては、200件程度徴取すること。
- ・ 調査したアンケートについては以下のとおり集計し結果報告すること。
 - i 居住地
都道府県ベース(例：東京都：〇〇件，神奈川県：〇〇件等)で振り分け
 - ii 性別
 - iii 年齢
10歳区切りの世代別(例：10～19歳：〇〇件，20～29歳：〇〇件等)で振り分け
 - iv アンケート各項目の集計及びグラフ化
グラフの形式は、アンケート項目に適したグラフを適宜選択すること。
 - v 自由記載欄の書き出し
 - vi 各属性によるアンケート各項目とのクロス集計及び傾向分析
例：居住地，性別，年代別の集計

③ 広報・周知活動

- ・ 各業務の前後において受託者のSNSによる発信，PR事業での会場周辺のデジタルサイネージ・ポスター掲示等の効果的な方法により広報・周知を提案・実施すること。実施する各業務でのタイミングや内容を考慮し行うこと。
- ・ その他，広報・周知に有効な企画については，積極的に提案すること。

3 消費者の購買データ等の収集・分析

更なる販路拡大を図るため，本業務の過程で収集した消費者の購買データ等を分析すること。

(1) データ収集

購入商品，頻度，発送先
その他，必要と認められる内容

(2) 分析

上記(1)で収集したデータをグラフや表を用いて分析すること。また，分析したデータについて，発注者へ提出するとともに，農業者へフィードバックすること。

4 成果物の納品

(1) 提出物

ア 業務完了報告書

以下内容について報告・提案すること。

①仕様書項目内各事業の成果

- ・ 実施内容
- ・ 実績（件数や販売額等）及び総評
- ・ 目標に対する達成状況及び総評

- ・ 期間内における各事業者の流通量及び販売額（事業者ごと）
- ・ 期間外と期間内の市事業者全体の売上の差
- ・ 生産者の対応履歴（問合せ及びその対応について）
- ・ 全体の総括 など

②本業務における新たな課題，課題解決に向けた方策等

例：リピート購入に繋がった事業者の特徴と繋がらなかった事業者の課題 など

③本市実績や他自治体の事例などを踏まえた今後の更なる販路拡大に向けた施策等

例：ECサイトで売れやすい品目や成功事例（事業者の工夫） など

イ 製作物に係る電子データ（CD-RまたはDVD-R）

ウ アンケート結果及び集計結果（CD-RまたはDVD-Rで，エクセル形式及びPDF形式）

エ 消費者の購買データの分析結果（CD-RまたはDVD-Rで，エクセル形式及びPDF形式）

オ その他，本業務に付随する資料で発注者から求められたもの

(2) 提出場所

うつのみや農産物ブランド推進協議会

(3) 提出期限

令和7年3月14日（金）まで

5 感染症等対策

国内外の状況を踏まえ，適切な対応を行うこと。

6 その他

- ・ 事業実施にあたっては，発注者及び関係者と十分に協議・調整を行うこと。
- ・ 事務局には業務遂行責任者を置き，責任者及びスタッフの体制を明らかにし，関係者と綿密な連携を行うこと。
- ・ 本事業の成果をもとに，農業者が主体的にECサイトを活用した販路拡大ができるよう，ECサイトの効果的な活用方法や販売力向上に向けたポイントをまとめたマニュアルを作成すること。

年代	～10代，20代，30代，40代，50代，60代，70代以上
性別	男性・女性
居住地	都道 府県 市区 町村

1 下記農産物のうち，①宇都宮産農産物として，②宇都宮市のブランド農産物として，知っているもの及び購入・食べたことがあるものに○を付けてください（複数回答可）。

	①宇都宮産農産物					②宇都宮市のブランド農産物名												
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
	米	いちご	トマト	梨	ユリ	みやおとめ（米）	プレミアム7（トマト）	プレミアム13（梨）	アスパラリン（アスパラガス）	宮どんこ（しいたけ）	にら	大谷夏いちご	新里ねぎ	宇都宮牛	宇都宮ブリッツェン米	宮ゆず	特にない	その他（ ）
知っている																		
購入・食べたことがある																		

（参考）宇都宮市では、『豊富な生産量等により「農業王国うつのみや」のイメージに繋がるもの』，『地域性・ストーリー性等のある宇都宮ならではのもの』の上記①，②の2つの区分に分けて16品目をブランド農産物として推進しています。

2 （1にて，知っている，購入・食べたことがあると選択した方）

宇都宮産農産物を，どのようにして知りましたか？（複数回答可）

- ①宇都宮市内のイベント
- ②宇都宮市外のイベント（該当する箇所に○を付けてください）
 ふるさと祭り東京 ・ きたかんマルシェ ・ 宇都宮餃子祭り in YOKOHAMA
 その他（イベント名等： ）
- ③地産地消キャンペーン・フェア ④テレビ・新聞等のメディア ⑤小売店
- ⑥百貨店 ⑦通販 ⑧宇都宮市内の知人から ⑨宇都宮市内の飲食店
- ⑩宇都宮市内の農産物直売所 ⑪はじめてごはん・げんきにごはん事業※ ⑫農業王国うつのみやHP
- ⑬アグリファンクラブメルマガ ⑭農業王国うつのみやInstagram
- ⑮その他（具体的に： ）

※はじめてごはん事業：1歳6か月検診時に宇都宮のお米の配布する事業，げんきにごはん事業：小学校，中学校入学時に宇都宮のお米を配布する事業

3 宇都宮産農産物についてご意見・ご感想，ご要望などご自由にご記入ください。